

地方独立行政法人山梨県立病院機構平成23年度計画

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 医療の提供

(1) 政策医療の提供

① 県立中央病院

救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。

ア 救命救急医療

- ・三次救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図り、迅速で効率的な治療を行う。
- ・平成24年度に運航が予定されているドクターヘリについて、基地病院として準備を行う。
- ・DMAT車両を活用した救命救急活動を行う。

イ 総合周産期母子医療

地域の分娩取扱医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。

ウ がん医療

がん診療における医療機関の役割分担を進め、がん医療の質の向上と安全の確保を図るために、肝がんの地域連携クリニカルパスを10月までに地域がん診療連携拠点病院と共同で作成する。

また、化学療法科、放射線治療科、緩和ケア科を集約したがん診療部を中心として、包括的診療体制の強化を図る。

さらに、がんセミナーを開催するなど、県民に向けた情報提供等に取り組む。

(ア) 外来化学療法室の整備

外来化学療法室を中心に、外来化学療法を推進するとともに、増加する外来患者に対応するため、通院加療がんセンターの整備に向けた検討を行う。

(イ) キャンサーボードの充実

がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードの充実を図り、がん医療の質の向上に努める。

(ウ) 緩和医療チームの充実

身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などから構成する緩和医療チームを中心に、緩和ケア診療を充実する。

エ 難病（特定疾患）医療

専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療提供を行う。

オ エイズ医療

患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。

カ 感染症医療

一類感染症（エボラ出血熱など7疾患）患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。

また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。

②県立北病院

精神科救急・急性期医療などの充実を図るため、増加する救急患者や児童思春期患者へ対応できるよう病棟の再編について検討を行うとともに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関としての医療を提供する。

ア 精神科救急・急性期医療

集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。

イ 児童思春期精神科医療

思春期に特有な精神疾患の治療について、児童思春期病棟を中心に、関係医療機関と連携して医療を提供する。

また、思春期の精神科ショートケアを充実させ、週5日間提供する。

ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療

心神喪失者等医療観察法に基づく入院治療並びに通院治療の更なる充実を図る。

(2) 質の高い医療の提供

①医療従事者の確保

ア 医師の育成・確保

- ・質の高い医療を提供するため、引き続き関係機関との連携を図り、医師の確保に努める。
- ・医師の研修内容や育成方法について検討を進める。
- ・県外での説明会への出展や、病院説明会の実施等の広報活動を行い、臨床研修医の確保に努める。
- ・医師の業務負担軽減のため、医療クランクの導入を行う。

イ 7対1看護体制の導入

- ・看護師採用試験の複数回実施や、県外での試験の実施、中途採用などの多様な採用方法を導入し、必要な看護師の確保を図るとともに、適切な人事管理や運用病床の運営を行い、7対1看護体制を維持する。
- ・勤務状況等を勘案し、諸手当の充実を図る。
- ・県立中央病院で病児保育を実施し、働きやすい環境を整備する。

②医療の標準化と最適な医療の提供

ア クリニカルパスの推進

クリニカルパスの電子化を進めるとともに、DPCから得られる情報を活用し、随時、クリニカルパスの点検・見直しを行う。

イ 診断群分類包括評価（DPC/PDPS）の導入

DPCから得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。

③高度医療機器の計画的な更新・整備

各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。

(3) 県民に信頼される医療の提供

①医療倫理の確立

患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。

②患者・家族との信頼・協力関係の構築

疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。

また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

③医薬品等に関する情報の的確な提供

医薬品の処方、投薬の安全性の確保に努めるとともに、処方上の留意点など医薬品情報の共有化を図り、患者に対する服薬指導を実施する。

④患者サービスの向上

外来患者の待ち時間や患者満足度調査を実施し、診療予約制度の効率的運用や患者対応窓口の改善など各種サービスの向上に努める。

⑤診療情報の適切な管理

紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。

⑥診療支援システムの充実

県立北病院において、電子カルテ、オーダーリングシステム、医事会計システム等を中心とした診療支援システムにかかる整備計画を策定する。

⑦医療安全に関する情報の収集・分析

ア リスクマネージャーの活用

リスクマネージャーを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。

イ 情報の共有化

より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。

2 医療に関する調査及び研究

(1) 新薬開発等への貢献

新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。

また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。

(2) 各種調査研究の推進

医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を積極的に推進する。

3 医療に関する技術者の研修

(1) 医療従事者の研修の充実

①医師の専門性の向上

研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。

②認定看護師等の資格取得促進

認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。

③研修の充実

院内研修会の開催、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。

(2) 県内の医療水準の向上

①地域医療従事者の研修

他の地域医療機関の医療従事者を対象とした病院セミナーの定期的な開催など、医療技術の向上に資する研修を実施する。

②研修、実習等の実施

他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。

③医療従事者養成機関からの実習生受け入れ

看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師などを目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。

4 医療に関する地域への支援

(1) 地域医療機関との協力体制の強化

県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療連携部を中心に、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取り組みを進める。

(2) 地域医療への支援

①医療機器の共同利用

県立中央病院の施設、設備、医療機器の共同利用などを実施するとともに、その充実に努める。

②臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化

研修プログラムの内容の充実を図るとともに、指導医の育成、資質向上に取り組む。

③公的医療機関の支援

公的医療機関への外来診療の応援協力がしやすい仕組みの検討を進める。

④県内の医師トレーニングセンター化の推進

県内の各地域医療機関に勤務する自治医科大学の卒業生等が、地域の医療ニーズに的確に対応できるよう、必要な知識や技術の修得を支援する。

(3) 社会的な要請への協力

①救急救命士の育成

救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。

②看護師養成機関等への講師派遣

看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。

③公的機関からの鑑定・調査への協力

公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。

5 災害時における医療救護

(1) 医療救護活動の拠点機能

大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 簡素で効率的な運営体制の構築

(1) 病院機構内における適切な権限配分

効率的で効果的な管理運営を図るため、随時見直しを行い、適切な権限配分を行う。

(2) 業務の集約化

薬品や診療材料の一括契約など、両病院共通事務の集約化を推進する。

2 効率的な業務運営の実現

(1) 弾力的な職員配置

医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要な職員を機動的に採用するとともに、法人内における弾力的な配置を進める。

(2) 外部委託の適正化

委託業務の内容を随時見直し、適正な外部委託に努める。

3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減

(1) 診療報酬請求の事務の強化

医事業務への医師や看護師の参加や法人採用職員（プロパー）を新たに配置し、診療報酬部門の強化を図るとともに、診療報酬に関する院内研修を実施するなど、診療報酬請求事務の強化を図る。

(2) 料金収入の見直し

新規需要等を的確に捉え、随時、適正な料金設定を行う。

(3) 未収金対策

患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。

(4) 材料費の抑制

契約方法や契約内容、価格交渉のあり方などの見直しを進め、購入費の抑制を図る。

(5) 多様な契約手法の活用

複数年契約、複合契約等の多様な契約手法を活用し、さらなる費用の節減に取り組む。

4 事務部門の専門性の向上

事務職員の専門性を高めるため、民間の人材の活用や、事務職員のプロパー化を推進する。

5 経営参画意識を高める組織文化の醸成

(1) 経営改善の状況に応じたメリットシステムの導入

メリットシステムの導入に向けた検討を行う。

(2) 経営関係情報の周知

経営関係情報について、病院会議等を活用し、わかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。

(3) 職員提案の奨励

引き続き、職員提案を奨励し、斬新で多面的なアイデアを病院運営に活かす。

6 誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備

(1) 職員満足度調査の実施

働きやすい職場環境の実現に向け、各現場における職員の感想や意見をよりの確に把握するため、職員満足度調査を実施する。

(2) 資格取得を含む研修の充実

病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修制度を整備する。

(3) 公平で客観的な人事評価システムの導入

職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	19,684
医業収益	16,619
運営費負担金	2,997
その他営業収益	68
営業外収益	518
運営費負担金	391
その他営業外収益	127
資本収入	<u>906</u>
運営費負担金	0

長期借入金	827
その他資本収入	79
その他の収入	0
計	21,108
支出	
営業費用	16,401
医業費用	16,240
給与費	8,314
材料費	5,078
経費	2,777
研究研修費	71
一般管理費	161
営業外費用	584
資本支出	3,087
建設改良費	954
償還金	2,133
その他の支出	53
計	20,125

【人件費の見積り】

期間中総額 8,447 百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項の規定により算定された額とする。

長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（平成 23 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	20,369
営業収益	19,856
医業収益	16,594
運営費負担金収益	2,997
資産見返負債戻入	197
その他営業収益	68
営業外収益	513
運営費負担金収益	391
その他営業外収益	122
臨時利益	0

支出の部	20,265
営業費用	18,723
医業費用	18,563
給与費	8,310
材料費	4,855
経費	2,663
減価償却費	2,668
研究研修費	67
一般管理費	160
営業外費用	1,083
臨時損失	459
純利益	104
目的積立金取崩額	0
総利益	104

3 資金計画（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	<u>27,766</u>
業務活動による収入	20,125
診療業務による収入	16,541
運営費負担金による収入	3,388
その他の業務活動による収入	196
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	<u>906</u>
長期借入金による収入	<u>827</u>
その他の財務活動による収入	<u>79</u>
前事業年度からの繰越金	6,735
資金支出	<u>27,766</u>
業務活動による支出	16,920
給与費支出	8,330
材料費支出	5,078
その他の業務活動による支出	3,512
投資活動による支出	<u>954</u>
固定資産の取得による支出	<u>954</u>
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2,133
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	2,133

その他の財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	7,759

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 1,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応

第5 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 保健医療行政への協力

県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。

2 法令・社会規範の遵守

県立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。

3 積極的な情報公開

運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。

4 移行前の退職給付引当金に関する事項

移行前の退職給付引当金必要額の残額1,800百万円のうち、365百万円を計上する。

5 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項

(1) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額 910百万円	長期借入金等

(2) 人事に関する計画

政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。